

I 海外遠征承認申請

関係規定・・・基本規定 129 条[海外における競技]

第 129 条[海外における競技]

加盟登録チームまたは選手が外国を訪問して競技を行おうとするときは、事前に本協会の承認を得なければならない。

注意事項及び作成要領

- ① 海外遠征に出発する日の前々月の末日までに書式1により、日本協会に提出してください。
- ② 添付書類
申請時;
 - ・ 当該チームの申請書
 - ・ 参加者名簿（選手団責任者、役員、選手名記入のこと）
 - ・ 日程（案）
 - ・ 遠征先協会または大会主催者発行の承諾書または招請状
- 遠征終了後;
 - 日本協会より提出の要望があった場合;
 - ・ 遠征報告書
- ③原則として、申請料（5,250 円）は後日、日本協会から請求し、毎月の都道府県サッカー協会との決裁システムの中での相殺となります。
- ④本協会の承認を得ずに海外遠征を行なった加盟チームまたは選手は、基本規定 115 条により処分の対象となりますのでご注意ください。
- ⑤ 本協会は、海外遠征承認後に遠征先協会にその旨を通知します。
- ⑥ その他不明な点は、本協会事務局国際部までお問い合わせください。

以上